

米子コンベンションセンターで開催されるイベントで 食品(飲料含む)を提供される主催者の方へ

米子コンベンションセンター

●以下のような調理等の行為を伴う場合は、米子保健所へ届出等が必要となる場合がありますので、米子保健所へご相談ください。

- ・ 会場(屋外含む)で、食品を切る、温める、盛りつける等の調理行為を行う場合
※調理行為かどうか悩む場合は、米子保健所へご相談ください。
- ・ 会場(屋外含む)で、試食、試飲を行う場合
- ・ 会場(屋外含む)で、コップなどに飲み物を注いで販売または配布する場合

●次にあげる場合は米子保健所への連絡は必要ありません。

- ・ 鳥取県の許可を取得している食品営業自動車(キッチンカー)で、許可された品目を提供する場合
※イベントの主催者は、各出店者の許可証と取り扱う品目をご確認ください。
- ・ 鳥取県より露店営業の許可を取得していて、その許可された品目のみを提供する場合
※イベントの主催者は、各出店者の許可証と取り扱う品目をご確認ください。
- ・ 食品営業許可施設にて製造され、しっかりとパッケージされたものを提供する場合

●米子保健所の連絡先

西部総合事務所米子保健所生活安全課
鳥取県米子市糺町1丁目160
電話(0859)31-9321